

## ■ 系統用蓄電池の設置に係る開発許可等の取扱いフロー

STEP 1

計画している系統用蓄電池は、電気事業法第2条第1項第16号に規定するどの事業の用に供する電気工作物ですか

A

- ・小売電気事業
- ・特定卸供給事業
- ・どの電気事業にも該当しない事業

B

- ・一般送配電事業
- ・送電事業
- ・配電事業
- ・特定送配電事業
- ・発電事業

STEP 2

計画施設は**建築物**又は  
**第一種特定工作物**に該当しますか

建築物

第一種  
特定工作物※1

どれにも  
該当しない

計画施設は**建築物**に該当しますか

建築物

該当しない

STEP 3

**開発許可**  
が必要※2

**設置可**  
(許可不要)

**設置可**  
(承認が必要※3)

**設置可**  
(許可不要)

※1 都市計画法第4条第11項に規定する第一種特定工作物のうち、危険物の貯蔵又は処理に供する工作物(開発許可等手引書P1-18～19参照)

※2 市街化調整区域では、系統用蓄電池は設置できません

※3 さいたま市開発行為の手続に関する条例に基づく開発承認が必要となります

■本フローは一般的な判断の目安を示したものです

■個別の計画については、北部及び南部都市計画指導課までご相談ください